

未定稿

(令和8年5月14日時点)

県産飼料生産・利用拡大促進事業

Q & A

注：Q&A は、今後、内容が変更することがあるので留意すること

令和8年5月

山口県農林水産部畜産振興課

目次

I 飼料供給体制構築支援（要領別紙3）

問1	どのような事業内容ですか。	…1
問2	事業実施主体の要件を教えてください。	…1
問3	取組主体の要件を教えてください。	…1
問4	未利用資源とはどのようなものが対象ですか。	…2
問5	補助対象となる取組や経費には、どのようなものがありますか。	…2
問6	ほ場整備費では、どのような経費が対象となりますか。	…2
問7	簡易なほ場整備を自家施工する場合は補助対象になりますか。	…3
問8	事業のスケジュールを教えてください。	…3

II 機器・設備導入支援のうち「未利用資源の飼料化」（要領別紙2）

<要件等>

問9	どのような事業内容ですか。	…4
問10	事業実施主体の要件を教えてください。	…4
問11	取組主体の要件を教えてください。	…4
問12	未利用資源とはどのようなものが対象ですか。	…4
問13	事業に取り組む場合の手続きを教えてください。	…5

<補助対象等>

問14	補助対象となる機器・設備には、どのようなものがありますか。	…5
問15	機器・設備の設置工事費、輸送費、消耗品費は補助対象になりますか。	…5
問16	中古の機器・設備は補助対象になりますか。	…5
問17	既存施設等の補改修は補助対象になりますか。	…5
問18	機器・設備の導入期限はありますか。	…5
問19	メーカー等の都合で申請内容と異なる型式等の機器・設備が納入された場合、補助対象となりますか。	…6

<事業実施後>

問20	導入した機器・設備が被災した場合、どうすれば良いですか。	…6
問21	事業が継続困難となった場合の手続きについて教えてください。また、他者に名義変更して活用することは可能ですか。	…6

Ⅲ 機器・設備導入支援のうち「飼料生産・利用・流通拡大」(要領別紙1)

<要件等>

- 問22 事業実施主体の要件を教えてください。 …7
- 問23 取組主体の要件を教えてください。 …7
- 問24 取組主体の必要な手続きについて教えてください。 …7
- 問25 事業のスケジュールを教えてください。 …7
- 問26 飼料生産・利用・流通拡大のメニューで優先される取組はありますか。 …7

<補助対象等>

- 問27 補助対象となる機器・設備には、どのようなものがありますか。 …8
- 問28 野草を飼料利用するために必要な機械は補助対象になりますか。 …8
- 問29 トラクターやフォークリフト、ホイールローダー等は補助対象になりますか。 …9
- 問30 設備を整備するにあたって、敷地造成や地盤改良は補助対象になりますか。 …9
- 問31 水道や受電設備等のインフラ整備は補助対象になりますか。 …9
- 問32 ストックヤード周辺のフェンス等は補助対象になりますか。 …9
- 問33 堆肥のストックヤードは補助対象になりますか。 …9
- 問34 中古の機器・設備は補助対象になりますか。 …9
- 問35 既存施設等の補改修は補助対象になりますか。 …9
- 問36 老朽化した設備や機器を更新する場合は補助対象になりますか。 …9
- 問37 機器・設備の導入期限はありますか。 …9
- 問38 メーカー等の都合で申請内容と異なる型式等の機器・設備が納入された場合、補助対象となりますか。 …9
- 問39 採択後(内示後)、補助残額の資金調達ができない等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合、別の機器・設備を補助対象としてよいですか。 …9
- 問40 相見積等の結果、調達価格が要望価格より安くなり補助予定額に残額が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。 …10

<事業実施後>

- 問41 導入した機器・設備が被災した場合、どうすれば良いですか。 …10
- 問42 事業が継続困難となった場合の手続きについて教えてください。また、他者に名義変更して活用することは可能ですか。 …10

I 飼料供給体制構築支援（要領別紙3）

問1 どのような事業内容ですか。

このメニューは、多様で裾野の広い県産飼料基盤を確保するため、未利用資源を有効活用した飼料供給体制の構築に向けた取組を支援するものです。

具体的には、

- ①未利用資源を活用した安定的な飼料供給体制を構築するための会議開催や技術習得のための先進地視察・研修会開催に係る経費
- ②土壌分析や飼料分析に係る経費
- ③未利用・低利用の土地における単収向上のための額縁明渠等の簡易なほ場の条件整備に係る経費

等を支援するものとなります。

なお、【機器・設備導入支援のうち「未利用資源の飼料化」】（後述）へ取り組むには、当事業メニュー（いわゆるソフト事業）への取組が必須となりますのでご注意ください。

問2 事業実施主体の要件を教えてください。

畜産クラスター協議会又は飼料生産組織（以下「協議会等」という）（要領第4条）としており、耕種農家と畜産農家を必須の構成員とする協議会等（上記取組①②③）、又は食品製造事業者等未利用資源を活用した飼料の供給者と需要者を必須の構成員とする協議会等（上記取組①②）のいずれかである必要があります（要領別紙3の第2の1）。

また、事業の円滑な推進を図るため、民間企業、試験研究機関、行政等との連携に努めてください（要領別紙3の第2の3の（1））。

問3 取組主体の要件を教えてください。

事業実施主体となる協議会等又はその構成員で、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有し（要領第5条）、かつ次の全ての要件を満たす必要があります（要領別紙3の第2の2）。

- ・未利用資源を活用し、飼料の安定供給に向けた取組を行うこと
- ・事業計画（様式3-1）を策定し、安定的な飼料生産、供給（自家利用含む）に努めること
- ・事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書（別添）を提出していること

※協議会等が自ら事業に取り組むこともできます

問4 未利用資源とはどのようなものが対象ですか。

当メニューの対象としている未利用資源とは、これまでに本県で家畜の飼料として使用実績が無い又は少ない食品製造副産物等（余剰食品、調理残さ及び農場残さ等を含む）のうち家畜用の飼料又は飼料原料として国内で使用実績があるものとし、

※事業上、最低限の安全性を確保するため、使用実績があるものとしています。

なお、国内での使用実績が無いものについては、国にその安全性等を照会することもできますので、個別にご相談ください。

また、「未利用・低利用の土地」も未利用資源として事業対象としており、飼料作物栽培に利用されていない土地や、利用されているが条件が悪く十分な収量が得られていないほ場の条件改善に向けた簡易な整備を行うような事例も対象になります。

（例：飼料用とうもろこしの栽培に不向きな排水の悪いほ場に、額縁明渠を施し、排水改善することで栽培可能になる など）

問5 補助対象となる取組や経費には、どのようなものがありますか。

事業対象の取組や経費については、以下の表のとおりです（要領別紙3の別表1、別表2参考）。

なお、補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限り、要領別紙3の第2の4の（2））。

目的	内容	経費
未利用資源を活用した安定的な飼料供給体制の構築や連携強化	会議の開催や、技術習得のための先進地視察・研修会開催等	会場借料、通信運搬費、借上料、印刷製本費、資料購入費、原材料費、消耗品費、データ収集・処理・分析費、委員旅費、調査旅費、講師旅費、謝金、手数料
未利用資源の活用に必要な調査、分析	土壌成分分析や飼料成分分析等の実施	試験・分析費（必要に応じ、上記の調査旅費、謝金、手数料等も可）
未利用地の有効活用、低利用地の単収向上対策	額縁明渠等の簡易なほ場の条件整備	ほ場整備費（必要に応じ、上記の調査旅費、謝金、手数料等も可）
その他	県産飼料基盤の拡大に資する取組	上記に含まれる経費

問6 ほ場整備費では、どのような経費が対象となりますか。

簡易なほ場の条件整備を行うために必要な機械のレンタル料や施工費用が対象となります。

問7 簡易なほ場整備を自家施工する場合は補助対象になりますか。

自家施工する場合、機械のレンタル料等は補助対象となりますが、事業実施主体（取組主体）の人件費は補助対象外となりますのでご注意ください。

※金銭の授受がなく、要領別紙3の第2の4の（2）の「証拠書類によって金額等が確認できるものに限る」を満たさない

問8 事業のスケジュールを教えてください。

要望調査を行い、提出された「計画書」について審査し、要望が採択された場合には、各農林(水産)事務所畜産部（以下「畜産部」という）を經由して協議会等に「内示」をします。その後、補助金の交付申請の手続きを行ってください。

なお、交付決定を受ける前に、自己資金又は他の助成により既に実施（発注を含む）したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。（要領別紙3の第2の4の（3））

今年度の第1回要望調査の〆切は令和8年6月26日（金）です。

※要望調査の結果、予算枠に余裕がある場合は、追加の要望調査を行います。

Ⅱ 機器・設備導入支援のうち「未利用資源の飼料化」(要領別紙2)

<要件等>

問9 どのような事業内容ですか。

当メニューは、多様で裾野の広い県産飼料基盤を確保するために行う、未利用資源の飼料化に必要な機器・設備の導入を支援するものです。

なお、当メニューの活用にあたっては、前述の【飼料供給体制構築支援】への取組が必須となります(問1参考)。関係者間の連携体制を構築し、飼料化に必要な機器・設備の検討・選定をした上で、当メニューに取り組んでください。

問10 事業実施主体の要件を教えてください。

協議会等(要領第4条)であり、食品製造事業者等未利用資源を活用した飼料の供給者と需要者(畜産農家)が構成員である必要があります(要領別紙2の第2)。また、事業の円滑な推進を図るため、未利用資源の飼料化に向けた民間企業、試験研究機関、行政等との連携に努めてください(要領別紙2の第2の3の(1))。

問11 取組主体の要件を教えてください。

事業実施主体である協議会等又はその構成員で、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有し(要領第5条)、次の全ての要件を満たす必要があります(要領別紙2の第2の2)。

- ・未利用資源を活用し、飼料の安定供給に向けた取組を行うこと
- ・事業計画(様式2-1)を策定し、安定的な飼料生産、供給(自家利用含む)に努めること
- ・事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書(別添)を提出していること

※協議会等自らが事業に取り組むこともできます

問12 未利用資源とはどのようなものが対象ですか。

問4前段と同じ。

問13 事業に取り組む場合の手続きを教えてください。

【飼料供給体制構築支援】に取り組んだ協議会等を対象に機器・設備導入の要望調査を行いますので、管轄の畜産部に必要書類を提出してください。

要望が採択された場合には、畜産部を経由して協議会等に「内示」をしますので、その後、補助金の交付申請の手続きを行ってください。

なお、交付決定を受ける前に、自己資金又は他の助成により既に実施（発注を含む）したものは補助対象外となりますので、ご注意ください（要領別紙2の第2の4の（3））。

<補助対象等>

問14 補助対象となる機器・設備には、どのようなものがありますか。

【飼料供給体制構築支援（ソフト）】に取り組み、協議会等において検討・選定した飼料化に必要な機器・設備が補助対象となります（要領別紙2の別表参考）。

用途	機器・設備
飼料化	乾燥機、粉砕機、攪拌機、混合機 等
保管	飼料タンク、飼料保管施設 等
運搬	飼料専用運搬車 等

問15 機器・設備の設置工事費、輸送費、消耗品費は補助対象になりますか。

補助対象外です。

問16 中古の機器・設備は補助対象になりますか。

中古品も対象となりますが、残存期間が2年以上のものに限ります。

※導入時において、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位。1年未満の端数切捨）が2年以上のものに限る（要領別紙2の第2の4の（4））

問17 既存施設等の補改修は補助対象になりますか。

飼料保管施設のみ補改修も対象とします（既存施設の有効活用の場合）。

問18 機器・設備の導入期限はありますか。

機器・設備の導入及び実績報告を令和8年度中に完了させる必要があることから、令和9年3月19日（金）までに、機器・設備の導入の完了（支払いまで）と実績報告書の提出をお願いします。【**〆切厳守**】

問19 メーカー等の都合で申請内容と異なる型式等の機器・設備が納入された場合、補助対象となりますか。

申請と異なる型式等の機器・設備は補助対象外です。

※万が一、申請と異なる型式等の機器・設備が納入されたことが判明した場合には、速やかに正しい型式等の機器・設備に交換してもらってください。

<事業実施後>

問20 導入した機器・設備が被災した場合、どうすれば良いですか。

被災した機器・設備が修理して継続使用される場合は特段の手続きは不要ですが、利用困難となった場合は速やかに管轄の畜産部にご相談ください。

問21 事業が継続困難となった場合の手続きについて教えてください。また、他者に名義変更して活用することは可能ですか。

まずは管轄の畜産部にご相談ください。

なお、名義変更して活用を希望される場合等については、予め、県の補助金等交付規則（※）に基づき、知事の承認が必要となります（山口県補助金等交付規則第18条）。

※補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産によって、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない

Ⅲ 機器・設備導入支援のうち「飼料生産・利用・流通拡大」(要領別紙1)

<要件等>

問22 事業実施主体の要件を教えてください。

協議会等(要領第4条)であり、耕種農家と畜産農家の両者が構成員である必要があります(要領別紙1の第2の1)。

問23 取組主体の要件を教えてください。

事業実施主体の構成員で、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する(要領第5条)とともに、次の全ての要件を満たす必要があります(要領別紙1の第2の2)。

- ・飼料生産(稲わら収集を含む)又は利用を拡大する意思があること
- ・飼料生産・利用拡大計画(様式1-2)を策定すること
- ・飼料生産者(稲わら収集及び作業受託を含む)にあつては、県内畜産農家への供給を中長期的(3年以上)に継続し、安定的な飼料生産と供給(自家利用を含む)を行い、事業実施の翌年度から3年後の状況を様式1-6により、当該年度の翌年度の5月末までに知事へ報告すること
- ・事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書(別添)を提出していること

問24 取組主体の必要な手続きについて教えてください。

自らが所属する協議会等に相談の上、協議会等が必要な書類をまとめて管轄の畜産部に提出してください。

問25 事業のスケジュールを教えてください。

要望調査を行い、提出された「計画書」について審査し、要望が採択された場合には、畜産部を経由して協議会等に「内示」をします。その後、補助金の交付申請の手続きを行ってください。

なお、交付決定を受ける前に、自己資金又は他の助成により既に実施(発注を含む)したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。(要領別紙3の第2の4の(2))。

※要望調査の結果、予算枠に余裕がある場合は、追加の要望調査を行います。

問26 飼料生産・利用・流通拡大のメニューで優先される取組はありますか。

令和8年度事業においては、主食用米の高騰により、生産が不安定となっている飼料用米や飼料用とうもろこし(子実、青刈り)に係る取組を優先的に採択します。

<補助対象等>

問27 補助対象となる機器・設備には、どのようなものがありますか。

対象の機器・設備（要領別紙1の別表参考）及び主な導入実績等は以下の通り。

作物	用途	機器・設備	主な導入実績等
飼料用米	生産利用流通	飼料用米直播機、飼料用米専用コンバイン、飼料用米加工・調製機、飼料タンク、ストックヤード（飼料保管施設）、混合機、飼料生産用ドローン（播種、肥料、農薬などの散布機能が付いたものに限る）等	飼料用米専用水稲播種機、飼料用米専用コンバイン、飼料用米専用乾燥機、飼料用米粉摺機、飼料用米選別計量器、飼料用米用飼料タンク、飼料用米保管倉庫
飼料用とうもろこし	生産利用流通	とうもろこし播種機、とうもろこし収穫機、乾燥機、飼料タンク、ストックヤード（飼料保管施設）、粉碎機、混合機、飼料生産用ドローン（播種、肥料、農薬などの散布機能が付いたものに限る）等	とうもろこし播種機（高速汎用型播種機）、子実とうもろこし乾燥機、粗選機、子実とうもろこし保存庫、イムノクロマト定量システム
上記以外の飼料作物	草地管理	心土破碎機、表層攪拌機、作溝・穿孔機、鎮圧機等	ハロー、ロータリー、鎮圧ローラー、除草用機械装置
	播種	牧草播種機、飼料用稲直播機、種子コーティングマシン、飼料生産用ドローン（播種、肥料、農薬などの散布機能が付いたものに限る）等	施肥播種機、ブロードキャスター、飼料用稲直播機、種子コーティングマシン
	収穫調製	刈取機、反転機、集草機、梱包機、ラッピングマシーン、フォーレージハーベスター、稲わら収穫機、運搬機等	モア、テイラー、ヘーメーカー、レーキ、ロールベラー、ラッピングマシーン、ロールグラブ、コンバイン用ノッタ、農業用トレーラー
	給与	混合機、攪拌機、粉碎機等	
	堆肥	堆肥散布機等	マニュアルスプレッタ、畜産用バケット
	保管	飼料タンク、ストックヤード（飼料保管施設）、飼料分析機器、カビ毒検査機器等	ストックヤード、粗飼料保管庫、イムノクロマト定量システム
	運搬	飼料専用運搬車（飼料を専用に運搬する車両）等	ロール運搬用2tトラック、ウインチ付き7t車

※採択の対象となる機器・設備は審査会で決定（要望の機器等約束するものではない）

問28 野草を飼料利用するために必要な機械は補助対象になりますか。

補助対象外です。

種子をまいて収穫する飼料作物（牧草、飼料用稲、飼料用米、飼料用とうもろこし、稲わら等）が対象です。

問29 トラクターやフォークリフト、ホイールローダー等は補助対象になりますか。
補助対象外です。

問30 設備を整備するにあたって、敷地造成や地盤改良は補助対象になりますか。
補助対象外です。

問31 水道や受電設備等のインフラ整備は補助対象になりますか。
補助対象外です。

問32 スtockヤード周辺のフェンス等は補助対象になりますか。

収穫された飼料の保管に必要な場合（屋外で保管するロールの品質確保や獣害対策など）であって、審査会で認められた場合に限り、補助対象になります。

問33 堆肥のStockヤードは補助対象になりますか。
補助対象外です。

問34 中古の機器・設備は補助対象になりますか。
問16と同じ。

問35 既存施設等の補改修は補助対象になりますか。
問17と同じ。

問36 老朽化した設備や機器を更新する場合は補助対象になりますか。
単純な更新の場合は、補助対象外です。※機能向上する場合は対象となります

問37 機器・設備の導入期限はありますか。
問18と同じ。

問38 メーカー等の都合で申請内容と異なる型式等の機器・設備が納入された場合、補助対象となりますか。
問19と同じ。

問39 採択後（内示後）、補助残額の資金調達ができない等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合、別の機器・設備を補助対象としてよいですか。
審査会で認められた機器・設備以外は補助対象外です。

問40 相見積等の結果、調達価格が要望価格より安くなり補助予定額に残額が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。

交付決定後、事業費に20%を超える変更があった場合は計画の変更申請手続きが必要です。管轄の畜産部にご相談ください。

なお、残額を別の機器・設備の導入に充てることはできません。

<事業実施後>

問41 導入した機器・設備が被災した場合、どうすれば良いですか。

問20と同じ。

問42 事業が継続困難となった場合の手続きについて教えてください。また、他者に名義変更して活用することは可能ですか。

問21と同じ。